

福岡医発第 55 号 (地)

平成20年 4月 5日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による
診療報酬の額の算定方法の一部改正について

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法につきましては、診療報酬の算定方法ならびに訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の基準を準用しているところであります。

今般、診療報酬が、平成20年4月1日から改正されたことに伴い、公害診療報酬の基準の準用先の告示番号の変更が行われましたので、ご連絡申し上げます。

今回の改正内容は、告示番号の変更のみです。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂
島田昇二郎
会長 丸山 泉



事務連絡（保220）
平成20年3月26日

都道府県医師会
公害診療関係担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 満



公害健康被害の補償等に関する法律の規定による
診療報酬の額の算定方法の一部改正について

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法につきましては、診療報酬の算定方法ならびに訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の基準を準用しているところであります。

今般、診療報酬改定が、平成20年4月1日から改正されたことに伴い、公害診療報酬の基準の準用先の告示番号の変更が行われましたので、ご連絡申し上げます。

今回の改正内容は、告示番号の変更のみです。

（添付資料）

1. 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の一部改正について（平成20年3月24日 環境省総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室 事務連絡）





事 務 連 絡
平成 20 年 3 月 24 日

公害健康被害の補償等に関する法律
主管部（局）御中

環境省総合環境政策局環境保健部
企画課保健業務室

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による
診療報酬の額の算定方法の一部改正について

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成 4 年環境庁告示第 40 号）においては、以下の基準を準用しているところ です。

- ・診療報酬の算定方法（平成 18 年 3 月厚生労働省告示第 92 号）
- ・訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成 18 年 3 月厚生労働省告示第 102 号）

今般、これらの基準が廃止され、平成 20 年 4 月 1 日より以下の基準が適用されることに伴い、別添のとおり所要の改正を行いましたのでご連絡いたします。

- ・診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月厚生労働省告示第 59 号）
- ・訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成 20 年 3 月厚生労働省告示第 67 号）

（別添）

- ・官報（平成 20 年 3 月 21 日付）
- ・新旧対照表

○公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成四年五月環境庁告示第四〇号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一 （略） 二 公害医療機関（薬局に限る。）に係る診療報酬の額は、診療報酬の算定方法（平成二十年三月厚生労働省告示第五十九号）別表第三調剤報酬点数表の例により算定した点数に一点当たり十五円を乗ずることにより算定するものとする。ただし、使用薬剤の購入価格は、健康保険の算定方法の規定により別に厚生労働大臣が定める購入価格により算定した点数に一点当たり十円を乗ずることにより算定するものとする。 三 公害医療機関（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）第十六条第一号に規定する訪問看護ステーションに限る。）に係る診療報酬の額は、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年三月厚生労働省告示第六十七号）別表訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び指定訪問看護及び指定老人訪問介護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十三条第二項第一号の規定の例により算定した額に一・五を乗ずることにより算定するものとする。 四 （略）	一 （略） 二 公害医療機関（薬局に限る。）に係る診療報酬の額は、診療報酬の算定方法（平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号）別表第三調剤報酬点数表の例により算定した点数に一点当たり十五円を乗ずることにより算定するものとする。ただし、使用薬剤の購入価格は、健康保険の算定方法の規定により別に厚生労働大臣が定める購入価格により算定した点数に一点当たり十円を乗ずることにより算定するものとする。 三 公害医療機関（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）第十六条第一号に規定する訪問看護ステーションに限る。）に係る診療報酬の額は、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成十八年三月厚生労働省告示第二百二号）別表訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び指定訪問看護及び指定老人訪問介護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十三条第二項第一号の規定の例により算定した額に一・五を乗ずることにより算定するものとする。 四 （略）



刷印・集編
刷印局立国法人行政立独

目次

〔政 令〕

○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（五七）

〔省 令〕

○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務一〇）

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働四〇）
○鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（経済産業一五）

〔告 示〕

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件（金融庁・農林水産四）

○農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部を改正する件（同五）
○過疎地域を区域とする市町村を公示する件
（総務・農林水産・国土交通一）

○商業登記法第四十九条第一項の規定による登記所の指定に関する件
（法務一五四）

○商業登記規則第一百一条第一項の規定による登記所の指定に関する件
（同一五五）

○動産・債権譲渡登記規則第二十四条第二項の規定による登記所の指定に関する件（同一五六）

○除籍が滅失した件（同一五七）
○日本国に帰化を許可する件
（同一五八）

○スーダン共和国、コンゴ民主共和国及びチャド共和国における「中央部及び東部アフリカ諸国における地雷除去計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（外務一七六）
○バハルヨセフ灌漑水路ダハブ堰改修計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件
（同一七七）

○ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件
（同一七八）

○実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約へのタジキスタン共和国の加入に関する件
（同一七九）

○過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正のスロベニア共和国による批准に関する件
（同一八〇）

○歳入徴収官事務規程第四十六条の規定に基づき分任歳入徴収官を指定する件の一部を改正する件
（財務八九）

○食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件（厚生労働一〇三）

○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を設置した件
（同一〇四）

○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録の件（同一〇五）

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件
（同一〇六）

○農業協同組合法施行規程の一部を改正する件（農林水産四一一）

○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（同四一二）

○保安林の指定施業要件を変更する件
（同四一三、四一四）

○保安林の指定の解除に関し意見の聴取を行う件（同四一五）

○水先人の免許を与えた件
（国土交通三三三）

○公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の一部を改正する件（環境二四）

○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の規定に基づき再編関連特定周辺市町村を指定する件
（防衛六〇）

〔国会事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

紛失された外交官等身分証明票の無効について（外務省）
人事交流を希望する民間企業の公募（防衛省）

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）
最低工賃の改正決定に関する公示（栃木労働局最低工賃公示一）

〔資料〕

閣議決定等事項
日本と世界の天候（平成二十年二月）
（連報）（気象庁）

〔公 告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し、登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止関係
（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

国土交通省告示第三百三十三号

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第三百十八号）附則第二条第二項の規定により、同条第一項に規定する旧水先区の水先人の免許に係る水先区を同項に規定する新水先区としたので、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う経過措置に関する省令（平成十九年国土交通省令第七号）第四条により準用する水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十年三月二十一日

国土交通大臣 冬柴 敏三

水先区の名称

免許番号	氏名	新水先区とした年月日	水先区の名称
第一五三〇号	渡辺 雅史	平成二十年二月二十八日	東京湾水先区
第一五三一号	市川 榮	平成二十年二月二十八日	東京湾水先区
第一一八八号	富川 康文	平成二十年二月二十八日	東京湾水先区
第一九〇号	綾部祥一郎	平成二十年二月二十八日	東京湾水先区
第一四七五号	大瀧 洋治	平成二十年二月二十八日	東京湾水先区
第一五三二号	伊藤 隆	平成二十年二月二十八日	東京湾水先区
第一〇六号	東 義明	平成二十年二月二十八日	東京湾水先区
第一〇七号	加藤 信	平成二十年二月二十八日	東京湾水先区
第一一〇号	益田増須美	平成二十年二月二十八日	東京湾水先区
第一四一〇号	立石 健三	平成二十年二月二十八日	東京湾水先区
第一四二二号	猪森 正武	平成二十年二月二十八日	東京湾水先区
第一四四五号	一木 隆太郎	平成二十年二月二十八日	東京湾水先区
第一一八三三	植田 久明	平成二十年二月二十八日	東京湾水先区
第一二二一〇	福知 武	平成二十年二月二十八日	東京湾水先区
第一二二五五	竹花 世紀	平成二十年二月二十八日	東京湾水先区
第一三三四号	増淵 忠	平成二十年二月二十八日	東京湾水先区
第一〇〇六号	小橋 嘉春	平成二十年二月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一一五五号	秦 洋治	平成二十年二月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一一五六号	寺角 亨	平成二十年二月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一一七七号	北原 昭明	平成二十年二月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一一七九号	森實 重男	平成二十年二月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一二二六号	米澤 和弘	平成二十年二月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一二二八号	大西 彰夫	平成二十年二月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一六四九号	堀田 邦雄	平成二十年二月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一六五〇号	小嶋 利晴	平成二十年二月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一六七九号	小甲 和巳	平成二十年二月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一六八〇号	金田 龍二	平成二十年二月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一五二二号	草間 義夫	平成二十年二月二十八日	大阪湾水先区
第一五五〇号	秋山 孝行	平成二十年二月二十八日	大阪湾水先区
第一五五一号	三島 章徳	平成二十年二月二十八日	大阪湾水先区
第一五五二号	松榮 正允	平成二十年二月二十八日	大阪湾水先区
第一六二二号	三井 明	平成二十年二月二十八日	大阪湾水先区
第一二八七号	大橋 一晴	平成二十年二月二十八日	大阪湾水先区

環境省告示第二十四号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十二條の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成四年五月環境庁告示第四十号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた療養に係る診療報酬の請求及び療養の支給の請求については、なお従前の例による。

平成二十年三月二十一日

環境大臣 鴨下 一郎

第二号中（平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号）を（平成二十年三月厚生労働省告示第五十九号）に改める。
第三号中（平成十八年三月厚生労働省告示第六十二号）を（平成二十年三月厚生労働省告示第六十七号）に改める。

防衛省告示第六十号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第五条第一項の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の規定に基づき再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺町村を指定する件（平成十九年防衛省告示第二十三号）の一部を次のように改正したので、同法第五条第二項において準用する同法第四条第三項の規定により公示する。

平成二十年三月二十一日

防衛大臣 石破 茂

表の五の項中「大竹市」を「大竹市 岩園市」に改める。

国会事項

衆議院

議決通知

三月十八日日本院は政治資金適正化委員会委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

政治資金適正化委員会委員

上田 廣一 小見山 満 池田 肇啓

谷口 将紀 牧之内隆久

議案提出

三月十八日内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その一）（承諾を求めるもの）
平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その一）（承諾を求めるもの）

平成十九年度特別会計予算総則第七條第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その一）（承諾を求めるもの）
質問書提出

三月十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

イージス艦とミサイル防衛の機密保護および日米の情報連携に関する質問主意書（辻元清美提出）
一人オナー会社にかかる税制に関する質問主意書（平岡秀夫提出）
新資金業法の影響に関する質問主意書（平岡秀夫提出）
竹島返還の実現に向けた政府の取り組みに関する第三回質問主意書（鈴木宗男提出）
草の根・人間の安全保障無償資金協力を巡る債務についての外務省の対応と国民に対する説明責任に関する質問主意書（鈴木宗男提出）
答弁書受領

三月十八日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美提出性暴力事件に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男提出国後島北方海域で日本船が拿捕された事件に対する外務省の対応及び邦人保護に対する外務省の認識に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男提出ミャンマーにおける邦人殺害に係る調査チームの派遣に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員古本伸一郎提出税源移譲による『住宅ローン減税』への影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則提出年金記録の訂正から再裁定に至るまでの事務手続き等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則提出政府の医師不足についての認識に関する質問に対する答弁書